後見制度支援信託に関する研修会参加報告

弁護士佐藤において、平成28年8月25日（木）、東京三会合同研修会として実施されている「後見制度支援信託に関する研修会」（DVD 研修）に参加して参りました。

講演会では、後見実務に詳しい弁護士のほか東京家裁の判事も講演され、最近の実務で多く活用されている後見制度支援信託の内容、手続き、裁判所の立場からの要望などを学ぶことができました。

高齢化社会が進むにつれて後見制度の重要性がますます高まっています。
他方で被後見人の財産管理を行う親族後見人（場合によっては専門職後見人）の不祥事が増加していることも事実であり、その対策として信託財産として受託者である信託銀行に管理させ、家庭裁判所の指示書に基づかなければ一定の行為ができないようにすることは、とてもよい制度であると感じました。

私自身としても、最近は高齢者の財産管理や相続に関する民事信託（家族信託）に関する業務が増加しておりますし、いくつかの後見事案も担当しております。上記研修で学んだことも、今後は実務に活用していきたいと思います。

以上